

■ 地区計画等

■ 地区計画 ■

地区計画制度は、一般的に整備及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模、建築物の用途・敷地・形態に関すること、その他土地利用の制限などを総合的かつ一体的に一つの計画として定め、その地区の特性にふさわしい良好な市街地の形成を図るものであり、本市が、まちづくりの主役となる地区住民等の意向を十分に反映しながら策定する計画である。

現在、本市においてもそれぞれの地区の特性に応じた地区計画を積極的に導入し、開発行為・建築行為等の規制・誘導により、新しい市街地の形成を推進している。

地区計画

名称	面積 (ha)	計画決定・変更 年 月 日	告示番号	備考
岸岡地区	約 18.0	H30.4.2	市 76 号	当初決定 H元. 8. 14
太陽の街	約 67.3	H30.3.20	市 42 号	当初決定 H元. 11. 14
野町東部	約 30.7	H8.3.29	市 49 号	当初決定 H3. 4. 24
三日市・算所地区	約 19.3	H5.4.23	市 38 号	
地子町地区	約 2.4	H5.4.23	市 38 号	
肥田地区	約 1.6	H5.4.23	市 38 号	
稻生地区	約 3.4	H5.4.23	市 38 号	
白子駅前・江島地区	約 12.4	H5.4.23	市 38 号	
白鳥レイクタウン地区	約 16.5	H7.8.4	市 84 号	
神戸八丁目地区	約 1.3	H12.6.2	市 86 号	
白江地区	約 3.2	H16.12.24	市 185 号	
庄野羽山四丁目地区	約 27.1	H20.3.24	市 72 号	
寺家一丁目地区	約 4.2	H20.10.2	市 230 号	
道伯地区	約 6.5	H25.9.26	市 262 号	
深溝地区	約 12.7	R3.2.22	市 28 号	当初決定 H28. 11. 25
御藪地区	約 8.7	H31.3.14	市 43 号	
椿地区	約 17.7	R1.11.11	市 95 号	
道伯・稻生地区	約 1.8	R2.1.20	市 7 号	
野町南部	約 5.4	R2.2.7	市 23 号	
伊船地区	約 4.6	R5.12.1	市 243 号	

令和 6 年 3 月 31 日現在

